

○厚生労働省告示第百八十七号
 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第五項、第八項及び第九項の規定に基づき、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。
 平成二十八年四月一日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの雇用保険率は、**千分の十一**（次の各号に掲げる事業にあつては、当該各号に定める率）とする。
 一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。） **千分の十三**
 二 法第十二条第四項第三号に掲げる事業 **千分の十四**

○経済産業省告示第百十五号
 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十九号）の施行の日から施行する。
 なお、平成十八年経済産業省告示第三百三十号（輸出貿易管理令別表第二の二第二号及び第二十二号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）は、平成二十八年三月三十一日限り、廃止する。
 平成二十八年四月一日
 経済産業大臣 林 幹雄

輸出貿易管理令別表第二の二の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は次に掲げるものとする。
 一 輸出貿易管理令別表第二の二第二号に定める貨物
 関税法第二百二条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸出統計品目表（以下「輸出統計品目表」という。）第〇三〇四・八七号の品名欄に掲げる品名のうち併へんに該当するもの
 二 輸出貿易管理令別表第二の二第二十四号に定める貨物
 輸出統計品目表第七〇・一三項及び第七一・一七項に該当するもの
 三 輸出貿易管理令別表第二の二第二十二号に定める貨物
 輸出統計品目表第八五二八・七一の品名欄に掲げる品名のうち、**テレビジョン受像機**であつて、カラーのもの、かつ、放送用のものに該当するもの及び同表第八五二八・七二の品名欄に掲げる品名のうち、**テレビジョン受像機**であつて、放送用のものに該当するもの

四 輸出貿易管理令別表第二の二第二十三号に定める貨物
 輸出統計品目表第八七〇三・一〇号の品名欄に掲げる品名のうち、**テレビジョン受像機**であつて、カラーのもの、かつ、放送用のものに該当するもの及び同表第八五二八・七二の品名欄に掲げる品名のうち、**テレビジョン受像機**であつて、放送用のものに該当するもの
 五 輸出貿易管理令別表第二の二第三十一の二に定める貨物
 輸出統計品目表第六四・〇一から第六四・〇五項まで及び第九五・〇六項に該当するもの（第六四・〇一から第六四・〇五項までには、スケート靴、スキー靴、クロスカントリ用のものを含む）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ及びボクシングシューズその他スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストリップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの（サイクリングシューズを除く。）に限る。）

官 庁 報 告

官 庁 事 項

内閣官房組織令（昭和三十三年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十八年四月一日
 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

内閣情報調査室組織規則の一部を改正する規則
 内閣情報調査室組織規則（昭和五十一年十二月二十三日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。
 第十条第一項中「十一人」を「十人」に改める。
 附 則
 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣官房組織令（昭和三十三年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣官房に地域活性化総括官を置く規則を廃止する規則を次のように定める。
 平成二十八年四月一日
 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

内閣官房に地域活性化総括官を置く規則を廃止する規則
 内閣官房に地域活性化総括官を置く規則（平成二十七年一月十九日内閣総理大臣決定）は、平成二十八年四月一日をもって廃止する。
 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

内閣官房組織令（昭和三十三年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則
 平成二十八年四月一日
 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

（企画官）
 第一条 内閣サイバーセキュリティセンター（以下「センター」という。）に、併任の者を除き、企画官一人を置く。
 2 企画官は、命を受けて、センターの事務のうち、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
 第二条 センターに、サイバーセキュリティ監査官六人を置く。
 2 サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、センターの事務のうち、国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティの確保に関し必要な監査に関する事務に従事する。
 附 則
 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 2 内閣サイバーセキュリティセンター組織規則（平成二十七年一月八日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）第三条第二十号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十一号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。
 平成二十八年四月一日
 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

件名中「第三条第二十一号」を「第三条第二十号」に改める。
 第八十二号を第八十三号とし、第四十八号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。
 四十八 九州旅客鉄道株式会社

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。
 平成二十八年四月一日
 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎